

- イ 薬局機能に関する一定の情報の届出・公表の制度化
- ウ 薬局における安全管理体制等の整備
- エ 薬局における医薬品に係る情報提供・相談体制の整備

~~4-5~~ 4-6 公的医療機関

~~○ 公私の役割分担の観点から、一般医療については、公的医療機関が本来主たる事業として行う必要はないとの認識のもと、へき地・離島等における診療や救急医療などその確保が特に求められている事業の実施を通じた地域医療の支援を、医療法上公的医療機関の責務と位置付け、公私の役割分担を明確にする。~~

~~○ 厚生労働大臣又は都道府県知事が、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、上に掲げたようなこうした事業をの実施するように関する命令するを行う権限を医療法に新設する。【医療法】~~

5. 母子医療、救急医療、災害医療及びへき地医療体制の整備

(1) 母子医療の体制整備

○ 少子化が進行する我が国において、次世代育成支援の観点から、母子医療の充実を図ることは喫緊の課題である。

母子医療のうち、周産期医療については、妊娠・出産の安全を確保する身近な周産期医療施設の役割分担と連携を推進することとし、安心して出産できる体制が構築できるよう、各都道府県が最低1か所は総合周産期母子医療センターを設置することを含め、全都道府県に周産期医療ネットワークを構築し、これを医療計画に位置づけていくこととする。また、これを担う人材確保を図るための具体的方策の検討が必要である。

○ また、小児医療については、各地域において、医療連携体制を構築し、これを医療計画に位置づけていくことを通じ、地域での小児医療施設の再編・集約化や診療所と病院との連携強化を図り、また、休日夜間の電話相談体制の整備や、ITの活用による小児科専門医の診療支援を通じて遠隔地や時間外でも小児の症状に応じた適切な医療が効率的に行えるようにするなど、患者の受療行動に応じた切れ目のない保健医療提供体制を構築する。